

	火災警報		
		林野火災警報	林野火災注意報
法令上の根拠	消防法第22条	消防法第22条	火災予防条例第29条
火の使用制限の根拠	火災予防条例第29条	火災予防条例第29条 ◎ 第29条の9	火災予防条例第29条 ◎ 第29条の8
対象となる火災	火災全般	林野火災に限定	林野火災に限定
火の使用制限の対象区域	市・町の全域	市・町の林野周辺の区域 (森林法第5条の地域森林計画の区域)	市・町の林野周辺の区域 (森林法第5条の地域森林計画の区域)
効果	火災予防条例で定める火の使用制限に従わなければならない	火災予防条例で定める火の使用制限に従わなければならない	火災予防条例で定める火の使用制限に従うように努めなければならない
罰則	制限に違反した者 30万円以下の罰金又は拘留 (消防法第44条)	制限に違反した者 30万円以下の罰金又は拘留 (消防法第44条)	なし
発令対象期間	通年	1月～5月	1月～5月
発令指標	① 実効湿度 60%以下及び最低湿度 40%以下で、風速が毎秒 7m以上又はこれを超える見込みのとき。 ② 平均風速毎秒 10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき <u>上記①又は②のいずれかの条件に該当する場合</u>	右記の発令指標に加え、 <u>強風注意報</u> が発表されている場合	① 前3日間の合計降水量が 1mm 以下かつ前 30 日間の合計降水量が 30mm 以下 ② 前 3 日間の合計降水量が 1mm 以下かつ乾燥注意報が発表される <u>上記①又は②のいずれかの条件に該当する場合</u>
周知・広報	消防車両による巡回，防災行政無線，ホームページ，SNS 等の媒体活用	対象区域内における消防車両による巡回 防災行政無線，ホームページ，SNS 等の媒体活用	対象区域内における消防車両による巡回 防災行政無線，ホームページ，SNS 等の媒体活用

● 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

・「森林」とは、木竹が集団して生育している土地（農地又は住宅地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く）

・「原野」とは、雑草、灌木類が自然に生育している土地で人が利用しないものをいう。（灌木類：アジサイ、サツキ等）

・「牧野」とは、主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く）